

青梅市保育対策検討委員会設置要綱

1 設置

青梅市内の保育所（以下「保育所」という。）の定員割れ対策、待機児童対策その他の必要な保育対策について検討し、もって保育所の安定的な運営を図るため、青梅市保育対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項について調査研究および検討を行う。

- (1) 保育所の定員割れ対策に関すること。
- (2) 保育所の待機児童対策に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱または任命する委員 12 人以内をもって組織する。

- (1) 青梅市の区域内の保育所および幼稚園関係者 6 人以内
  - ア 保育園理事長会代表
  - イ 保育園連合会代表
  - ウ 私立幼稚園協会代表
  - エ 保育園事務協会の職員
- (2) 青梅市の職員 6 人
  - ア 企画部長
  - イ 子ども家庭部長
  - ウ 企画政策課長
  - エ 子育て推進課長
  - オ 子ども家庭支援課長
  - カ 教育総務課長

4 委員の任期

委員の任期は、委嘱または任命の日から第 8 項の規定による最終検討結果の報告のあった日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長および副委員長

- (1) 委員会に委員長および副委員長を置く。

- (2) 委員長および副委員長は、委員が互選する。
- (3) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## 6 会議

委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

## 7 意見の聴取等

委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

## 8 報告

- (1) 委員会は、第2項に掲げる事項について調査研究および検討をし、その経過および結果を市長に報告する。
- (2) 前号による報告のほか、委員会が保育所の安定的な運営上、必要と認めるときは、関連会議等への報告を行うことができる。

## 9 庶務

委員会の庶務は、子育て推進担当課において処理する。

## 10 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

## 11 実施期日等

この要綱は、平成31年4月1日から実施し、第8項の規定による最終検討結果の報告のあった日の翌日をもって廃止する。

委員名簿

区 分	役 職 名	氏 名
保育園理事長会代表	よしの保育園理事長	増澤 秀丸
保育園連合会代表	青梅梨の木保育園園長	宮川 美子
	二俣尾保育園園長	中村 ヤエ子
私立幼稚園協会代表	福島学園幼稚園園長	福島 賢
	ねむのき幼稚園園長	塩野 治
保育園事務協会職員	保育園事務協会事務局長	高橋 秀夫
青梅市の市職員	企画部長	小山 高義
	子ども家庭部長	渡辺 慶一郎
	企画政策課長	松永 和浩
	子育て推進課長	吉澤 武司
	子ども家庭支援課長	木村 芳夫
	教育総務課長	布田 信好